

特装車 メンテナンスニュース

塵芥車安全装置編

No. 52 2021・9

塵芥車は架装物安全点検制度対象車両です。 塵芥車には定期自主点検が義務付けられています!!

塵芥車は昭和62年2月13日付け基発第60号による労働基準局長の通達により、機械式ごみ収集車には定期自主点検を行なうことが義務付けられました。

この定期自主点検は(1)年次点検、(2)月例点検、(3)作業開始前点検に分けられており、月例と年次についてはその記録を3年間保存し、また点検等で異常を認めたときには補修その他必要な措置を講ずることになっています。

また、道路運送車両法：第3章、道路運送車両の保安基準の(自動車の装置)第41条の7にて『車枠および車体』の点検が義務付けられています。(法定点検)

事業用自動車の運行の安全確保のため、車両法の規定のうち点検整備(第47条から第49条並びに自動車点検基準)の中で、特に第47条の2の2項にて自動車の使用者または運行する者は一日1回、その運行の開始前において、同項の規定による点検が義務付けられています。

《塵芥車は労働災害防止対策強化として各メーカーにてテールゲート落下防止等の安全装置を取り付けています》

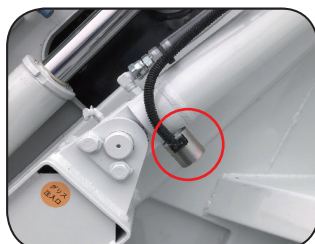
【テールゲート安全棒】



【ボデー降下防止安全棒】



【テールゲート降下防止バルブ】



【テールゲート降下防止安全スイッチ】



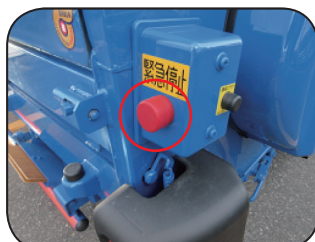
【積込操作スイッチ(緊急停止)】



【緊急停止装置】



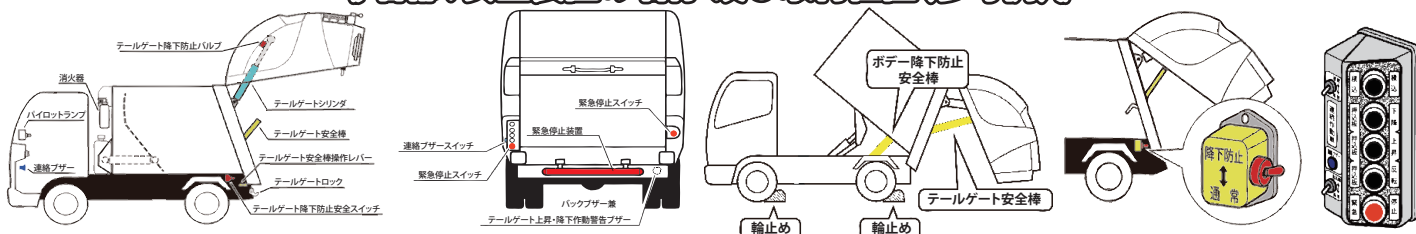
【緊急停止スイッチ】



【巻き込み防止(隙間)】



《各部、安全装置の名称 及び取付位置(参考例)》



重要

『定期自主点検時には必ず次のメンテナンスを実施いたしましょう』

重要

1

作動油・ギヤオイル
等の交換



2

各種エレメント・
フィルタの交換



3

各給脂箇所への指定
グリス等の給脂



スイッチパネルのランプ確認!!

《参考例》

【走行状態】



(ランプ消灯)



(P.T.O / ON)

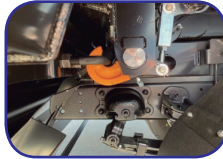


【電源ランプ点灯】

P.T.O「ON」、電源「ON」時点灯
(切り替えスイッチ「積込」or「排出」)



※テールゲート
最終降下位置



※自動ロック装置
フック「閉」



(テールゲート開)



【テールゲート開ランプ点灯】

自動ロック装置フック「開」時点灯
またはテールゲート「開き」時点灯



※テールゲート最終
降下位置でない



※自動ロック装置
フック「開」

※スイッチパネルの確認ランプと自動ロック装置フックの状態を確認してください。

安全装置の作動チェックと点検確認!!

緊急停止スイッチ



※緊急停止スイッチを
押し作動が止まるか。
また緩み損傷等の点検。

緊急停止装置



※作動の確認・緊急
停止バーの動き及
び損傷等の点検。

テールゲート降下 防止安全スイッチ



※降下スイッチを切
り替えパネル操作
で確認点検。

テールゲート上げ 下げ時の警告ブザー



※テールゲート作動時
警告ブザーが鳴るか
点検。

連絡ブザー



※連絡ブザースイッ
チを押してキャブ内
でブザーが鳴るか点検。

テールゲート安全棒



※スムーズに作動す
るか錆び・変形・
損傷等の点検。

ボデー降下防止安全棒



※スムーズに作動す
るか錆び・変形・
損傷等の点検。

テールゲート 降下防止バルブ



※油圧ホース・油圧配
管の油漏れ、ホース
の劣化等の点検。

テールゲート ロック検出センサー



※テールゲートロッ
クフックの掛かりを
検出しているか点検。

消火器



※消火器の型式認証・
有効期限・容器の損
傷・腐食等の点検。

※各部の作動状況の確認と損傷が無いかを点検し不具合が有る部位は必ず修理してください。

特にスイッチ類のゴムカバーの劣化損傷・停止バー・ケース等の損傷が有る場合は必ず部品交換をお願いいたします。

『塵芥車』の定期自主点検は架装物安全点検制度で!!

点検と整備でトラブルを未然に防止することが稼働率のアップと信頼獲得への第一歩です!!

- 架装物の性能を維持することができます。
- 安心感を持って業務（作業）ができます。
- 故障、修理による稼働率の低下を防ぎます。
- 不要な修理費を最小限に抑えランニングコストの削減が図れます。
- 突然のトラブルを未然に防止し、お客様からの信頼も獲得できます。

架装物安全点検制度ステッカー

※新車時『点検制度適用車』ステッカー



※点検時『架装物年次点検【済】』ステッカー



★どんな点検を行うのか

塵芥車の点検は定期自主点検ごとに定められた点検項目に基づき実施し、結果を点検整備記録簿に記録しなければなりません。

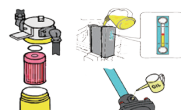
★点検の記録は

点検結果は所定の定期点検整備記録簿『チェックリスト』に点検内容を記録し3年間保管しなければなりません。



★異常があった場合は

点検の結果、異常・不具合を認めた場合は直ちにお客様と打合せし補修などを行い正常な状態に復旧させ、その他必要な措置を取らなければなりません。



★点検する者は

自動車を運行する者が行うことになっていますが推奨として各メーカー指定サービス工場でおこなうことで安心と信頼をえられます。

★点検には検査機器が必要です

点検には特殊機器が必要となる場合があります。設備の整った各メーカー指定サービス工場点検・検査をお勧めいたします。



★定期点検済み車両には

メーカー指定サービス工場定期点検を実施した車両には、車体工業会発行の架装物年次点検【済】ステッカーを貼付いたします。

※定期交換は、専門的な技術と設備のある各メーカー指定サービス工場でお受けいたします。

一般社団法人 日本自動車車体工業会 特装部会 サービス委員会